

大和市告示第170号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、通所型介護予防事業・運動機能向上講習（敬愛の園・清風）の手数料の徴収事務を委託した件（平成27年大和市告示第110号）の一部を次のように変更する。

平成27年9月4日

大和市長 大 木 哲

1 講習の会場

敬愛の園だんだん及び清風

2 契約の名称

通所型介護予防事業・運動機能向上講習（敬愛の園だんだん・清風）